

令和 6 年度に PRTR 届出された事業者の皆さま

平素より「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）に基づく化学物質の自主管理にお取り組みいただき、ありがとうございます。
令和 7 年度の PRTR 届出に関し、下記のとおり、届出受付開始及び電子届出について御案内いたします。適切に PRTR 届出を行っていただくよう、お願いいたします。

記

1. 令和 7 年度 PRTR 届出の受付開始のお知らせ

本年も 4 月 1 日より、化管法第 5 条第 2 項に基づく令和 6 年度の排出量等について PRTR 届出の受付が開始されます。

貴社及び PRTR 対象物質を取り扱う貴社の事業所が PRTR の届出要件に該当している場合、当該届出を行うことが法律上義務付けられております。

当該要件に該当する場合は、受付期間内（令和 7 年 4 月 1 日～6 月 30 日）に当該届出を行っていただくようお願いいたします。

なお、届出要件の該非につきましては「PRTR 届出の手引き」を御参照ください。

<PRTR 届出の手引き>

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/tebiki2.html

また、経済産業省では「PRTR 届出、誤解しやすい 15 のポイント」を、環境省では「改正後の指定化学物質」を、弊機構では「届出の排出量算出にあたって、ご確認頂きたいポイント」をホームページに掲載しておりますので、届出の際にはこちらについても御参考ください。

【経済産業省 URL】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/point.html

【環境省 URL】

https://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/target_chemi.html

【製品評価技術基盤機構 URL】

<https://www.nite.go.jp/data/000146007.pdf>

2. 電子届出（PRTR 届出システム）ご利用のお願い

経済産業省、環境省及び弊機構では、これまで事業者の皆様へ電子届出（PRTR 届出システム）への切り替えを依頼してきたところですが、令和 6 年度の届出においては、電子届出（PRTR 届出システム）利用率が約 86%となりました。ご対応いただいた事業者の皆様におかれましては、ご協力頂きありがとうございます。

PRTR 届出システムは、入力補助機能や入力ミスチェック機能が備わっており、書面届出より簡単かつ確実に届出書を作成することができますので、まだ電子届出への切り替えがお済みでない事業者におかれましては、便利な電子届出（PRTR 届出システム）をご利用いただきますようお願いいたします。

なお、ユーザ ID 及び初期パスワード等が不明の場合は、提出先の都道府県等の PRTR 担当窓口までご確認ください。

PRTR 届出システムのご利用開始のお手続きや、操作方法について説明した動画を以下のとおり公開しております。御参照ください。

<PRTR 届出システムのご利用はこちらから>

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/dtp.html>

<ご参考：PRTR 届出システム操作方法について>（動画解説）

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLWxWKUOj3xAKkv8NXDjxRL7yIl0lG5jZS>

3. 都道府県等の PRTR 担当窓口一覧の掲載場所

都道府県等の PRTR 担当窓口一覧は、経済産業省及び環境省のホームページに掲載されておりますので、ご確認ください。

【経済産業省 URL】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/5.html

【環境省 URL】

<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit.html#madoguchi>

4. PRTR 制度担当部署（お問い合わせ先）

○経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

E-mail：bzl-prtr-meyasubako@meti.go.jp

○環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

E-mail：ehs@env.go.jp

○独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センター

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10

（電子届出/PRTR 届出作成支援システムについて）

E-mail：info_prtr@nite.go.jp

チャットボット： <https://nite-chem-c.ai-q.biz/o-tY2u7pLvHY1G6mbgi6/contact/top>
(PRTR 届出物質、届出要件、排出量算出方法等について)

E-mail： support_prtr@nite.go.jp

(PRTR 制度全般)

E-mail： todokede_prtr@nite.go.jp

問合わせ先： <https://www.nite.go.jp/chem/faq/nitequery.html#kakanhou>

どうぞよろしくお願いいたします。